

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和6年12月10日（火曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後1時38分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (7名)	委員長 星見 健蔵 副委員長 秋山 智博 委員 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局長 補佐 毛利 元	議事係 主事	福田 佳菜
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課参事 大島ゆかり 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 増田 和人 <small>長寿社会課島根中央包括支援センター所長</small> 藤木 尚子 <small>長寿社会課ねりんピック推進室長</small> 小谷 昇一 障がい福祉課長 枅谷 承文 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏		
	<p>【健康こども部】</p> 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 山根 径 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 竹内 大 健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課健診推進室長 小森 里美 健康づくり推進課課長補佐 初田 亮平 生活安全課長 福政 民栄 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		
	<p>【市立病院】</p> 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲 事務局医事課長 谷口 智章 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司		

傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【市立病院】

◆**星見健蔵委員長** 皆さん、おはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、市立病院の議案説明、続いて福祉部の議案説明、その他の報告、最後に健康こども部の議案説明という流れとしておりますのでよろしくお祈いします。

それでは市立病院の議案説明に入ります前に、平野病院事業管理者より御挨拶をいただきますと思います。平野管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** はい。皆さん、おはようございます。今日の朝は非常に寒くて震え上がってぐらいい寒かった分、体に十分気をつけていただきますようお願いいたします。

市立病院のほうからは議案第146号ということで、病院事業会計の補正予算を提案しております。今回は人間ドック枠の、枠の拡大とか、手術患者の受入れの多い整形外科領域の診療体制の抽出並びに新興感染症に対する対応というような内容を目的としたものを補正予算として上げております。詳細については松田次長のほうから御説明いたします。何とぞよろしくお祈いいたします。

議案第146号令和6年度鳥取市病院事業会計補正予算（第1号）について説明

◆**星見健蔵委員長** はい、ありがとうございます。それでは議案第146号令和6年度鳥取市病院事業会計補正予算についての説明をお願いします。松田次長。

○**松田真治次長兼総務課長** はい。事務局次長松田でございます。初めに資料の確認をさせていただきますが、1枚物で福祉保健委員会資料、今日の日付が書いてある資料を御準備いただければと思いますし、令和6年度の鳥取市病院事業会計補正予算書、この両方を確認いただければと思います。初めに1枚物の資料のほうでございますが、今回の主な補正の目的ということで先ほど平野管理者が申し上げました内容でございますが、令和5年度の決算認定の際にも、当委員会といいますか、分科会において魅力ある診療科の強化とか、収益増につながる投資をとというようなことで御助言をいただいているところでございまして、そういった意味で今回また、精査をさせていただいて強化を図りたいという趣旨でございます。

併せまして、人件費ですね、今年人事委員会勧告が、ベースアップの勧告が出ておりますが、給与法案のほうは国家公務員の、まだ、法案が通っていないということでございますので、増額の予定ではございますけれども、一旦人数の補正とかをさせていただいた上で改めてベースアップの分については議会のほうに上程したいという考えで一旦精査させていただくものでございます。それで、初めに今回の補正予算の概観を御説明したいと思いますが、予算書の5ページになります。5ページに表がございますでしょうか。補正予算の実施計画という表でございますけれども、まず、収益的収支の支出の部分でございますが、医業費用としまして給与費につい

て先ほど申しあげました4,788万7,000円の減額を上げております。それから医業外費用としまして雑損失で737万1,000円の減と上げておりますが、これは医療機器の減額に伴います消費税分の減額ということでございます。

それから次の2つの表が資本的収支になりますけど、収入としましては企業債が8,710万円の減ということで、これも医療機器等の購入の減額に伴います財源の減という形にはなりません。それから補助金につきましては、県の補助金ですけども594万円の増ということで、新興感染症対策に係る備品の購入に対して10分の10の補助金をいただけることになりましたので計上いたしております。それから支出のほうですけども、建設改良費として、まず、営業設備費ということで医療機器の増額の部分もございまして、減額の部分もございまして、その差額が8,658万円の減という補正を上げております。それから建物新築改良費ということで550万の増ということで人間ドックの関係で内視鏡室の施設の改修を行うという経費でございますが、詳細につきましては、また、後ほど御説明させていただきます。

まず、支出のほうで給与費の部分でございますけども、明細につきましては同じく補正予算書のほうの7ページ以降に細かい内訳を上げております。それめくっていただいて8ページの下のところは給与・手当の増減額の明細というちょっと簡単な表になりますけども、こちらに内訳を上げておりますが、今回の補正については人の入替えですね、昨年の退職者と今年の採用者の部分で人件費の差額がおきておりますし、途中で退職された方、それから医師確保のために余分に予算を持っていた急な採用にも耐え得るように予算を持っていた部分の精査であるとか、そういったものを含めまして、人の入替えによる補正という形にはなっておりますが、給料、表のほうに行きますと給料のほうは5,847万6,000円の減という形になります。それから手当のほうは、まず、通常の間外手当であるとか、通勤手当であるとか、そういった手当関係が4,416万2,000円の減という形になります。

それから退職給付費、年度末に向けての退職者の給付費でございますが、こちらが4,778万3,000円の増という形で差引きが先ほど御説明いたしました4,788万7,000円の減額補正という形になります。詳細につきましては、また、御確認いただければと思います。

続きまして、1枚物の資料に戻っていただいて、資本的支出のほう、細かい内訳につきましては担当の波多野室長のほうから説明をさせていただきます。

◆**星見健蔵委員長** 波多野室長。

○**波多野 哲総務課業務管理室長** はい。業務管理室の波多野と申します。では、1枚物の真ん中辺りですね、黒丸の資本的支出の項目の説明に入ります。まず、この最初の整形外科手術支援ロボットの導入と内視鏡室の増室に関しては、前回の決算審査のほうで小林副院長のほうが触れられた案件になります。まず、最初に整形外科手術支援ロボット導入ということになります。この装置は股関節だとか、膝関節の人工の関節に置き換える手術に使われるものになります。術前にCT画像の3次元のデータを取り込みまして骨の削る位置だとか、量だとか、あと、人工関節のサイズ、それから位置、それからその辺りの確認を従前に計画を立てます。

それで、この計画に基づいて医師がロボットアームを操作して手術をするわけですけども、そこで傷んだ骨を削り、それで、人工関節を適切な位置に設置するという、これを支援するロ

ポットになります。それで、術前の計画にない行動だとか、切除しない部分に行きますとロボットのほうが自動で停止するという仕組みになっていまして、安全に正確に手術ができる機械になります。そのため、より高い機能回復、それから術後の脱臼リスクというものの低減も図れるということになりますので、患者さんに、より安全で安心な医療の提供を、それから医師の負担軽減を目的にこのたび導入をするものであります。

それで次に内視鏡室の増室についてになります。これは以前からうちの人間ドックを受診されるっていう患者さんに対しては予約枠がいっぱいになりましてお断りするケースがあったという背景がありまして、このたび内視鏡室を3室から4室のほうに増やすということの案件になります。それで、その中で1室増やすことによりまして医療機器という内視鏡のシステム、モニターカラー、ビデオスコープ、それから光源装置というような、あと洗浄装置を一式購入するもので2,200万というのを計上させていただいております。あと、改修費として、先ほど松田次長のほうも言われましたけど、ブースを1つ増やすということでそこの部屋の改修費ということで550万を計上させていただいております。

それで次にPCR検査装置の導入になります。これは、以前コロナ時のときに、コロナの補助金で導入したPCR検査の装置になります。それで、今回はその装置の検査数を増やすというのが目的で今回計上させていただいております。それで、今までコロナ禍で結構滞っていたという件がありましたので、今2検体しかできてないものを倍の4検体できるようなカセットを導入して増強するものになります。それで、この財源としましては鳥取県の新興感染症対応強化補助金というもので賄っていきますので、これは10分の10ということで行きたいと思っております。

それからすみません。次1つ飛びましてX線アンギオグラフィシステム更新延期ということについてになります。この件は、以前から予算のほうにはちょっと計上させていただいていたんですけども、今年度当初で保守が切れるということで計上させていただいておりました。それで、その中で業者と協議していく中で、保守期間の延長が望めましたので今回うちの方針として使えるものは保守がある以上は使っていくという方向でいきますので今回この補正の段階で減額補正ということで減額させていただくものになります。以上になります。あと残りの続きは医事課長のほうから説明をお願いします。

◆**星見健蔵委員長** 谷口課長。

○**谷口智章医事課長** はい。医事課長谷口です。それではこの表の中の電子カルテ改修等ですが、救急医療情報閲覧機能という、これが令和6年の12月から全国的に始まるものでして、これを救急時において意識障害等で患者さんの同意の取得が困難な方に対しても、このライン資格確認のシステムを使って薬剤情報や手術情報等のレセプトに基づく医療情報を閲覧して適切な検査や治療に活用するシステムを導入するものです。それを電子カルテのシステムに組み込んで使えるようにするというものと、あと、併せて健診センターの窓口にもマイナンバーカードによるオンライン資格確認に対応するようなものの導入でありますとか、医療扶助ですね、生活保護の医療扶助の確認を、こちらこれまでは生活保護の患者さんが受診される場合はそれぞれの福祉事務所等に電話で確認して受診されたことを確認して資格があるかどうかを電話でやり

取りして確認していたもの、これもオンラインを用いて確認をするためのシステムを導入するものでありますとか、あと、手術の映像、録画の共有システムの更新ですね。これは、オペ室の手術画像とか、内視鏡の映像を録画して電子カルテシステムを共有しているシステムがあるんですけど、その容量が少なくなってきたもんですから大容量のタイプのものに交換するものです。これが電子カルテの改修等でして、一番下の院内LANネットワークシステム構築延期なんですけど、これは、今年度令和6年度の当初予算で上げていたものなんですけど、今使っているOSのウィンドウズ10というOSのサポート期間が来年の令和7年の10月で終了して、それ以降はウィンドウズ11という新しいOSに対応したパソコンが必要になるんですけど、当院の院内LANのネットワークにつながっているパソコンはウィンドウズ10までしか対応していませんので、端末を更新する必要があるので予算化していたものなんですけど、大体院内に180台程度あるんですけど、パソコンを更新しようというふうにして予算化していたんですけど、昨今の端末等の高騰でありますとか、OSとかアプリですね、マイクロソフトオフィスとかの費用がどんどん高くなっているんでネットワークの一部仮想化といたしまして、物理的な端末ではなくて電子カルテのネットワークの中に仮想的なネットワークをつくってそこで院内LANを使うというシステムがあるんですけど、そういったものに換えられないかというのを検討するために構築を1年間延期して、来年の10月までにちょっと検討して取り組もうとしているものです。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明をいただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。資料の見方だけ教えていただきたいと思うんですけど、発言よろしいでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** はい。

◆**坂根政代委員** はい。補正予算書の8ページ、給料及び手当の増減額の明細、ここに給与が▲の58,476、そして手当は増の3,621とありますね。それで、これを差し引くと54,755というふうになるんですけど、今回の1枚ものの資料の47,887と、ちょっと金額が合わないんですけど、どういう見方をしたらこの額になるのかという、この見方だけ教えてください。すみません。

◆**星見健蔵委員長** 松田次長。

○**松田真治次長兼総務課長** はい。大変失礼いたしました。これ、給与等手当の増減だけを説明しまったので、これに伴いまして社会保険料であるとか、そういった費用の部分がこれには含まれていませんので、すみません。差し引きで7,800万という説明してしまいましたけども、訂正をさせていただきたいと思います。ここに見えてない社会保険料とか、そういったものを含めまして7,800万の減額という形になりますので、この明細には載っていないものになりますので、はい。

◆**星見健蔵委員長** なんで、4,700。

◆**寺坂寛夫委員** 7ページの上に出とるが。7ページの上にある、58,476から3,621を引いて。

○松田真治次長兼総務課長 そうですね。

◆寺坂寛夫委員 法定福利費の。

○松田真治次長兼総務課長 法定福利費のところで、それで、4,788万7,000円というところになりますので、7ページの総括表の一番上の表の合計欄のところですね、先ほどおっしゃられた比較のところ、3段目の一番上の表の3行目といいますか、一番上の表、7ページの一番上の表を見ていただきまして、そこが合計欄になりますので比較というところをずっと右に行っていただくと、中ほどに計というところ、これが先ほどおっしゃられた手当と給与の差額、それに法定福利費の696万8,000円、これが増になりますのでこの差額が4,788万7,000円と、すみません。私の説明が悪うございました。訂正をさせていただきます。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。理解できました。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。それではこれで市立病院を終了します。市立病院の皆様、本当にありがとうございました。

【福祉部】

◆星見健蔵委員長 はい、それでは引き続き福祉部に入ります。議案説明に入ります前に、藏増福祉部長より御挨拶をいただきたいと思います。藏増部長。

○藏増祐子福祉部長 おはようございます。福祉部長の藏増でございます。本日はよろしくお願いたします。議案の概要について御説明を申し上げたいと思います。今定例会に提出していただいております福祉部に係る議案は11件でございます。議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算は、福祉部の所管に属する部分といたしまして、総額7,904万4,000円の減額補正を計上させていただいております。未熟児養育医療助成費の1,499万4,000円など、増額の補正予算を計上させていただいている事業もございしますが、社会福祉施設等整備事業費が8,578万9,000円の減額、他会計への繰出しが1,177万4,000円の減額となるなど、全体といたしましては減額の補正予算を計上させていただいております。

また、債務負担行為として2件、生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業及び被保護者就労準備支援事業につきまして、年度替わりに切れ目ない支援ができるよう計上をさせていただいております。

議案第136号令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算は、事業勘定、直診勘定の人件費の実績見込み等に基づくものでございまして、総額36万4,000円の増額補正となっております。議案第139号は令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算でございまして、こちらも人件費の実績見込み等に基づくものでございまして、総額1,780万6,000円の減額補正となっております。

議案第142号令和6年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算は、人件費の実績見込みに基づくものでございまして、総額13万7,000円の減額補正となっております。議案第153号から議案第159号は福部ほっとスイミングプールなど7つの施設につきまして、指定管理者を指定させていただくものでございます。

次にその他の報告といたしまして鳥取市地域福祉推進計画の策定についてなど、4件の御報告をさせていただきます。それでは議案の詳細につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）について説明

◆**星見健蔵委員長** それでは議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての説明をお願いします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内でございます。そうしますと、令和6年度鳥取市一般会計補正予算所管に属する部分ということで説明をさせていただきます。資料のほうは本日お配りしております資料1をまず、御覧いただきたいと思っております。この12月定例会での補正につきましては職員費、いわゆる人件費の増減ということで計上させていただいております。その中で4ページを御覧いただきたいと思っております。職員費の長寿社会課の所管の部分で2,924万4,000円という、減額が少し大きな金額がございますが、これはねりんピックが終了いたしました推進室がちょっと予定よりも早くに縮小されたということに伴いまして2,921万4,000円の減額ということで、少し減額の額が大きいというものがございます。そのほかはそれぞれ人件費につきましては、人事異動等に伴います実績見込みということで計上をさせていただいております。

そうしますと個別の事業について説明をさせていただきます。資料のほうは12月補正予算の事業別概要のほうを御覧いただきたいと思っております。失礼しました。事業別概要書17ページを御覧いただきたいと思っております。上段、災害扶助費でございます。この災害扶助費は自然災害や火災等によりまして、住家、いわゆるお住まいのお家が被害を受けた場合に、その損害の程度によって見舞金を支給している制度でございます。この事業の内容の実績の欄で、いわゆる全焼が既に4件と、部分焼1件ということで既に21万円の支出をしております。

当初予算は20万5,000円でしたので不足する5,000円は予備費を充用して執行をさせていただいております。今後見込みの6件といたしましては、過去の数年のこの下半期、火災が多くなる時期でもございますし、6件の見込みということで30万円の補正の要求をさせていただいているというものでございます。地域福祉課は以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。長寿社会課松本です。私のほうからは資料の1に戻っていただきまして、資料1の5ページを御覧ください。資料1の5ページの1行目社会福祉施設整備費でございます。補正の予算額は578万6,000円、それで、財源の地方債は過疎対策事業債となります。事業としましては、これは湯谷荘の設備が経年劣化したことによる改修に要する経費となっております。詳細につきましては、同じ資料の9ページに資料をつけております。御覧ください。

まず、経過についてです。湯谷荘につきましては、昭和51年の3月に開設した施設で、躯体とか設備が老朽化しておりまして、計画的に修繕、更新を実施しているところですが、このたび6月に指定管理者のほうから浴槽循環ろ過設備のタンク、中央部分に写真をつけてお

りますけれども、このタンクから水が漏れているということの報告がありました。その後、業者等によって応急処置をしたところですが、完全に水が止まらないままでしたが、指定管理者等、協議したり、水漏れの様子を見ながらこれまで施設運営を続けていたところですが、10月に水漏れがひどくなりまして業者のほうからもタンクが持たないというような指摘を受けましたので、このたびの12月補正で改修費を計上しております。ただ、やはり水漏れが完全でないままちょっと施設運営をした関係で12月4日に水漏れの状態が悪くなりまして、周辺設備にも影響を及ぼす水の量で噴出したということで、現在は温泉施設を休止しております。それで、ほかに、施設の中にあります研修室の利用のみを現在は運営している状況となっております。

2番の対応及び今後の予定についてですけれども、12月4日の温泉施設の休止と同時に、既存の予算を流用いたしまして、設備の更新を発注しております。納期が3か月程度要するというので、現時点では3月18日に新しい設備が納品された後、1週間程度で設備を設置しまして通常の施設運営に戻る予定となっております。施設につきましては指定管理者等の御協力をいただきながら、施設を完全に閉鎖することなく利用を続けていただきながら運営していただくことをお願いしているところです。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** 枘谷課長。

○**枘谷承文障がい福祉課長** はい。障がい福祉課枘谷です。それでは障がい福祉課の所管に係る12月補正予算について御説明をさせていただきます。事業別概要書、まずはこちらによりまして説明をさせていただきます。事業別概要書17ページの下の段をお開きください。障がい者福祉事務費でございます。本市におきましては、中核市移行に伴いまして、身体、療育、精神の3手帳の発行交付事務を行っているところでございますが、そのうち、精神障害者保健福祉手帳、令和7年4月、来年の4月からこの精神の手帳の交付者に対するJR等の旅客運賃の割引制度が開始されるということがございまして、新たに発行する精神障害者保健福祉手帳につきまして、第1種の割引対象なのか、第2種の割引対象なのかを手帳に印字するためのシステム改修に伴う経費となります。

ちなみに精神障害者保健福祉手帳1級の方は1種となりまして、介護者の方と一緒に利用する場合は2人とも半額になります。2級、3級の方は2種となりまして12歳未満の方で介護者と一緒に利用する場合は、この場合も2人とも半額と、2種の場合は12歳未満ということになります。また、1種、2種とも1人で利用される場合は、片道の営業距離が100キロを超える場合、この場合のみ半額の割引となる制度となっております。システム改修の経費は53万5,000円、財源は全額中核市関連事務費県負担金となります。

続きまして事業別概要書18ページ上の段をお開きください。保育所等における性被害防止対策に係る設備支援事業費でございます。こちらにつきましては性被害の防止対策ですとか、子供のプライバシーの保護、こういったものを行うために、障害児通所支援事業所が設備の購入や更新を行う際に、その一部を支援する制度、これが国によって創設をされました。これによりまして、市内障害児通所支援事業所に対しまして意向調査を行ったところ、児童発達支援事業所が1事業所、放課後等デイサービス事業所が5事業所、計6事業所より、間仕切りパーテ

イション等の整備の希望がございましたので、必要な予算を計上させていただくものとなります。1事業所当たりの事業費の上限額が10万円、うち、4分の3を国と市で助成することになりますので、7万5,000円の6事業所分ということで予算額は45万円を計上させていただいております。財源としましては、このうちの3分の2、こちらにつきまして国の補助金を活用する予定としております。

続きまして減額補正予算につきまして1件御説明をさせていただきます。横長の資料の1、福祉保健委員会補正予算説明資料の6ページをお開きください。12月の補正予算は先ほどありましたとおり、基本的に人件費や事業費の実績見込みに基づくものになりますが、上の網掛けの部分、目の13の障害者自立支援事業費、これの3つ目の事業、社会福祉施設等整備事業費でございます。こちらにつきましては、当初予算で計上させていただいております、さらに国の補助基準単価の引上げに伴いまして、6月補正でも増額補正をお認めいただいていたところですが、事業者による事業の見送りがございましたので、減額補正をお願いしたいと考えております。

資料を用意しております。同じ資料の10ページをお開きください。事業の概要から御説明をさせていただきます。本市では障がい福祉サービスの利用者等の福祉向上を目的とし、社会福祉施設等の施設整備に係る費用の一部を補助する鳥取市社会福祉施設等整備事業を実施をしているところでございます。こちらにつきましては、補助基準単価や補助上限額、こちらは国の要綱で定められておりますが、国2分の1、市4分の1の補助率となっております。複数の応募があった場合には、鳥取市社会福祉審議会で優先順位を決めて国庫協議を行って、国から内示のあった事業につきまして、市が事業者に対して補助金の交付決定を行うとそういった流れになっておるところでございます。

2の事業者等です。事業者等につきましては記載のとおりでございまして、グループホームの整備事業、これは日中サービス支援型のグループホームでございましたが、建設候補地である土地の地権者との土地利用契約が不成立となってしまうと、今年度におきまして新たな建設候補地を選定し建設する見込みがなくなったということで辞退となったものでございます。事業の経過にも記載しておりますが、令和5年9月1日に希望調査を行いまして、このときに、既に計画を立てておられていたところでございます。この建設計画の策定の段階では、地権者の方から土地利用の内諾を得られていたということで、令和6年4月19日に国庫協議を行っていたところですが、6月28日に国から内示がありまして、7月31日、1か月後を期限としまして正式な申請書類を作成する段階、この段階になりまして正式な交付申請書の書類を整えていく段階で、地権者との土地利用契約締結の見込みが立たなくなったということでありまして、7月26日付で辞退届出書を、提出をされたものでございます。

ただ、事業者とされましては、事業自体を断念されたわけではなく、引き続き事業のために利用できる土地を新たに取得または賃借できる見込みが立ち次第、事業の申請を行いたいとの意向があるというふうに向っておるところでございます。障がい福祉課の説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。それでは資料は事業別概要のほうに戻っていただきまして、事業別概要のほうで御説明いたします。49ページの生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業費と50ページの被保護者就労準備支援事業費でございます。はい。初めに49ページの学習支援事業費でございます。限度額は156万4,000円、財源内訳ですが、国費が事業費の2分の1、78万2,000円で残りは一般財源でございます。この事業は学習環境が十分でない児童生徒に対して、学力及び学習意欲の向上を図ることを目的としております。事業の内容としましては事業者へ委託して学習教室を市内に開設し、学習支援を行うもので、平成30年度からは前年度の12月市議会に債務負担行為をお願いして、こども未来課及び中央人権福祉センターと共同で切れ目のない事業を実施しているところであります。

子供たちがおかれている状況を受け止め、勉強する喜びを覚えてもらい、自ら主体的に学習する習慣を身につけることは、将来の進路選択の幅を広げることにつながることから大事な事業であると考えております。今後の取組ですが、債務負担行為の議決をいただきました後は、2月中には公募型プロポーザルで事業者を選定し、4月からも継続して学習支援を実施したいと考えております。

続きまして50ページ被保護者就労準備支援事業費でございます。限度額は1,403万8,000円、財源内訳ですが、国費が事業費の2分の1、935万8,000円、残りは一般財源でございます。この事業には中間的就労支援と就労ボランティア支援という2つのコースがあります。事業の内容としましては、一般就労に向けて意欲を高めるため、適性を見極めビジネスマナーや履歴書の書き方、模擬面接などを含めた多様な支援を行うことで一般就労を目指す中間的就労支援と、勤労意欲の低い方や、基本的な生活習慣に問題のある方、そもそも働いたことがないという方に対してボランティア活動の体験を通じて就労に必要な基礎能力を身につけていただく就労ボランティア支援を事業者へ委託して実施するもので、平成30年度からは、こちらも前年度の12月市議会に債務負担行為をお願いして、中央人権福祉センターと共同で切れ目のない事業を実施しております。

コミュニケーション能力、社会適応能力などに問題を抱え、直ちに仕事に就くことが難しい方に対して基礎能力の形成を支援することは、一般就労を目指すに当たり一番必要なことであると考えております。今後の取組ですが、先ほどの学習支援事業費と同様に、債務負担行為の議決をいただきました後は、2月中には公募型プロポーザルで事業者を選定し、4月からも継続して就労準備支援を実施したいと考えております。生活福祉課は以上です。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。私のほうからは保険年金課に属する部分の説明をさせていただきます。資料は事業別概要書の18ページを御覧ください。未熟児養育医療助成費についてです。令和5年度に未熟児養育医療を受ける乳児の中に生活保護を受給しておられる家庭がありまして、この治療に係る費用の全額を未熟児養育医療費で助成をしました。それで、この患者は令和5年12月下旬に入院され、令和6年5月に退院をされましたので、令和6年度予算としましては、4月診療分と5月診療分の2か月分の支払いが生じました。また、支払済みの令和5年12月診療分から令和6年3月診療分までが医療機関の請求誤り

ということで、合計金額で991万1,000円、これを令和6年7月に本市へ全額返金されました。医療機関から返還された4か月分の正しい請求金額が1,137万2,980円で令和6年4月と5月の診療分2か月分の合計金額368万6,290円を合わせました1,505万9,270円を令和6年度の予算で支払うこととなりました。これを含む実績見込みとしまして、当初予算で計上させていただいておりました1,080万9,000円に対しまして、1,499万4,000円の増額補正予算をお願いするものです。なお、医療機関から返還がありました991万1,000円は、その他の財源として充当しております。福祉部の12月補正予算一般会計の説明は以上です。

○池上朱美次長兼保険年金課長 ごめんなさい、間違えました。すみません。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 すみません。1点、先ほど生活福祉課が御説明しました債務負担行為のところ、1点修正をお願いさせていただきます。50ページ、被保護者就労準備支援事業、先ほどの説明で財源内訳、国費が事業費の2分の1と申し上げてしまいましたが、3分の2の間違いでございます。大変申し訳ございませんでした。3分の2でございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、説明をいただきました。本日の委員会で説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第136号令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について説明

◆星見健蔵委員長 それでは、引き続きまして議案第136号令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）についての説明をお願いします。池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。国民健康保険費特別会計について御説明をします。資料は横長資料1の13ページから16ページを御覧ください。初めに国民健康保険費特別会計会計事業勘定についてです。これは国民健康保険に関わる職員の人件費について、人事異動を伴うものなど実績見込みによりまして、合計で80万9,000円の減額補正予算を計上しております。

続いて15ページですが、国民健康保険費特別会計直診勘定についてです。佐治診療所の医科、歯科の職員の人件費につきまして、時間外勤務手当や通勤手当など実績見込みによりまして、合計で117万3,000円の増額補正を計上させていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、説明をいただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第139号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）について説明

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして議案第139号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）についての説明をお願いします。松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。説明は資料1で行います。議案第139号鳥取市介護保険費特別会計補正予算につきましては、資料1の16ページから19ページに、すみません。17ページから19ページになります。まず、すみません。資料の訂正をお願いいた

します。19ページの事業の欄の上から2つ目の認知症地域支援ケア向上事業費の主な内容の欄ですけれども、職員人件費の実績見込みによる減となっておりますが、増の間違いですので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。予算についての説明ですが、職員の人件費の実績見込みによる補正予算が主なものとなっております。補正額につきましては、歳入歳出とも減額の1,780万6,000円となっております、補正後の額としましては202億2,750万1,000円となっております。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明をいただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第142号令和6年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）について説明

◆**星見健蔵委員長** それでは次に議案第142号令和6年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）についての説明をお願いします。池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。それでは資料ですが、横長資料1の20ページから21ページを御覧ください。後期高齢者医療費特別会計についてです。この補正予算につきましては、後期高齢者医療の事務に係る職員の人事異動に伴うものなど、実績見込みによりまして合計で13万7,000円の減額補正予算を計上しております。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第153号鳥取市プールの指定管理者の指定について説明

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第153号鳥取市プールの指定管理者の指定について説明をお願いします。松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。長寿社会課松本です。それでは議案第153号鳥取市プールの指定管理者の指定について御説明いたします。資料の2を御覧ください。資料の2の2ページからになります。まず、初めに指定管理者の候補の選定につきましては、令和6年9月の議会で債務負担行為の議決をいただきまして、9月26日から募集要項配布、10月上旬に現地見学会と業務の説明会を開いております。審査会は11月の6日に鳥取市福祉部及び健康子ども部指定管理者選考委員会の委員6名で行いまして、このたび選定した指定管理者の候補者について指定管理の指定を得るために議案を提出しているものです。

では、議案第153号につきまして説明をいたします。1、公の施設の名称ですが、鳥取市福祉部町ほっとスイミングプールです。指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で、公募により募集をした施設となっております。指定管理者候補者として選定された団体は、現在の指定管理者と同じ株式会社エヌ・エス・アイになります。4番（1）です。提案された指定管理料ですが、総額2億6,496万5,000円で、債務負担行為額の限度額内となっております。次の（2）提案がありました事業の内容等につきましては記載のとおりでございますが、スポーツ振興及び健康増進・福祉の場の拠点施設であると同時に、地域との連携によるにぎわいづくりの場となる仕組みづくりを行う。また、地域の方が健康で楽しく生活する

上でのよりどころと感じていただくような管理運営に努めるということで、当該施設の事業となります市民の健康増進・福祉の活動の場の提供など、社会福祉の増進につながる提案となっております。

続いて5の選定の理由ですけれども、現管理者としての経験と実績を生かし、独自事業の実施などによる利用者拡大、地元との交流や連携したイベントの実施などに積極的に取り組む提案が評価されまして、株式会社エヌ・エス・アイを指定管理者候補者として選定するものということです。具体的な提案の内容につきましては、この資料の5ページから提案書を掲載しております。新規の独自事業など24ページ辺りぐらいから記載してありますので御確認いただけたらと思います。

次のページの3ページに、7としまして審査項目及び配点ということで記載しておりますが、公募者が1団体でありましたので、この審査項目の1から3までの項目で審査がされております。70点満点で審査が行われておりまして、その結果が次の4ページ、評価点ということで各委員の、審査委員の評価点が掲載してあります。指定の可否につきましては項目ごとに5点満点で評価されていまして、各委員が持つ評価点の合計70点満点のうち、35点に満たない委員が委員数6人のうち3人以上、半数以上のときか、3つ以上の審査項目を評価点1と評価した委員が委員6名のうち3人以上のときに、該当する場合に失格ということになりますので、いずれの失格要件にも該当していないということで指定をさせていただくものです。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第154号鳥取市総合福祉センターの指定管理者の指定について説明

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第154号鳥取市総合福祉センターの指定管理者の指定について説明をお願いします。松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。長寿社会課松本です。続きまして議案第154号の説明をさせていただきます。資料は資料2の79ページになります。議案第154号鳥取市総合福祉センターの指定管理者の指定についてです。施設の名称は鳥取市福祉センター、これはさざんか会館と呼んでいる施設になります。指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。公募による募集をしております。3番、指定管理者候補者として選定された団体ですが、現在の指定管理者と同じ株式会社さんびるです。4番の（1）です。提案された指定管理料につきましては、総額3億2,917万円で債務負担行為額の限度内となっております。

次、（2）事業内容等でございますが、施設を利用する子どもから高齢者まで全ての年齢層のために、行政・入居者団体と連携し、より一層の利用の促進を図り活気と笑顔あふれる施設へ進化させる。人や地域とつながりを大切にし、鳥取市総合福祉センターから地域の明るい未来を創っていくということで、当該施設の事業となります各種福祉事業の活動の場ですとか、ボランティアやコミュニティ活動の場の提供など、市民の福祉増進につながる提案でありました。5の選定の理由といたしましては、長年にわたり当施設を安定的に管理運営してきた実績や、

利用者のニーズを的確に捉えたサービス向上の取組などが評価された現指定管理者である株式会社さんびるを指定管理者候補者として選定するものとなっております。

資料の82ページからが提案書となっております。利用者サービスの向上についての提案等、記載がされておりますので御確認ください。次の80ページに審査項目及び配点を記載しております。公募の団体が1名でありましたので、1から3の審査項目について70点満点で審査が行われました。次の81ページに審査結果を掲載しております。先ほど説明いたしました審査基準と同じく、失格要件に該当していませんので指定をするものです。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第155号鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定について説明

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第155号鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定について説明をお願いします。松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。長寿社会課松本です。議案第155号鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定について説明いたします。同じ資料2の108ページを御覧ください。施設の名称ですが鳥取市湯谷荘です。2の指定管理期間ですが令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。公募による募集を行っています。3、指定管理者候補者として選定された団体は日本海テレビジョン放送株式会社です。4の（1）提案された指定管理料は総額5,945万円で債務負担行為の限度額と同額となっております。次の（2）提案がありました事業内容につきましては、自社の経営資源を活用し、サウナ事業など集客につながる新たな魅力づくりに取り組む。また、広く施設の周知を図り、湯谷荘周辺住民をはじめ、市民の健康増進と交流の場の提供を行い、地域ににぎわいを創出するという一方で、当該施設の事業となります市民の健康増進、交流の場の提供など市民の社会福祉増進につながる提案となっております。

5、選定の理由ですけれども、メディアを活用し、施設をPRし広く周知を図ることができる。地元の団体など連携した地域のよさを生かしたにぎわいの創出、サウナイベント開催など集客を図る取組が評価され、日本海テレビジョン株式会社を指定管理者として指定するものです。具体的なサウナイベントですとか、地域のにぎわい創出の提案につきましては113ページ以降、提案書に記載されておりますので御確認ください。

次の109ページを御覧ください。7の審査項目、配点を記載しております。公募者、公募をしたところ3団体から募集がありましたので、この湯谷荘につきましては1～5の審査項目につきまして90点満点で審査が行われました。次の110ページから112ページまでに評価結果を掲載しております。110ページが日本海テレビジョン放送株式会社の評価点となりますが、先ほどと同様に審査基準と同じく失格要件に該当していませんので指定をするものです。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様から字句の確認、聞き取りにくかった点等ございますか。よろしいですか。はい。ないようでございます。

議案第156号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について説明

◆星見健蔵委員長 それでは次に議案第156号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定についての説明をお願いします。松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。議案第156号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について説明いたします。資料2の120ページを御覧ください。施設の名称は鳥取市老人福祉センター、これは鳥取市高齢者福祉センターと呼んでいる施設になります。この施設は、先ほど議案第154号で説明いたしました鳥取市福祉センターさざんか会館とともに総合福祉センターを構成する施設の1つとなりますので、指定管理者の募集につきましては鳥取市総合福祉センターとして、さざんか会館と一体的に管理運営をしていただく施設として募集しております。

資料の120ページの2の指定管理期間の項目から122ページまでの評価点につきましては、先ほどの議案第154号の説明と同様になります。提案書につきましても同様に82ページ以降を御確認いただけたらと思います。指定管理者の指定の議案については施設ごとに行うこととなりますので、別の議案として提案しております。議案のほうで確認いただくと156号の議案です。27ページになりますが、議案書の内容について読み上げさせていただきます。施設の名称は鳥取市老人福祉センター、指定管理者は株式会社さんびる、指定期間につきましては令和7年4月1日から令和12年3月31日まで、提案理由としましては地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を得るためですということになります。説明は以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。委員の皆様から聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。先ほどの議案156号鳥取市老人福祉センターの指定管理の指定についての120ページの（2）の事業内容等のところでございますが、そこが一番下に、鳥取市総合福祉センターから地域の明るい未来をつくっていくとなっておりますけれど、公の施設名とはちょっと違うんですけど、この説明をしていただけますか。

◆星見健蔵委員長 今日は、内容に触れることは。

◆坂根政代委員 これ、じゃあ、これは間違いではないということですね、そこだけ確認したいと思います。

◆星見健蔵委員長 後半で、後半の委員会をお願いします。

◆坂根政代委員 はい。間違いではないかどうかをじゃあ、お願いいたします。

◆星見健蔵委員長 はい、じゃあ、いいですか。はい、松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。これは間違いではございません。募集要項につきましては、鳥取市総合福祉センターということで募集をさせていただいております。説明以上です。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

議案第157号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について説明

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第157号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について説明をお願いします。松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** 長寿社会課松本です。続きまして議案第157号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について説明いたします。同じ資料2の123ページを御覧ください。施設の名称ですが、鳥取市佐治町老人福祉センター、鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘です。指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。指定管理者として選定された団体は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会となります。4の選定された団体の提案内容の（1）指定管理料ですが、総額9,863万5,000円で、債務負担行為の限度額と同額となっております。

次、（2）提案がありました事業内容につきましては、高齢者に対し、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与し、関係団体や諸団体と連携して高齢者福祉の向上に努めるといった当該施設の事業となります。高齢者の生活相談や健康相談、レクリエーション活動など高齢者の福祉増進を図る提案でありました。5の選定理由ですけれども、本施設につきましては、鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱要綱第4の1の（3）福祉施設等であって、職員の頻繁な交代が適当でないものの施設に該当します。それで候補に該当するため、公募によらない指定管理者候補の選定を行っております。現管理者はこれまでもそれぞれの地域の特性を踏まえて運営され、今後少子高齢化が進む中で、それぞれの地域の実情に応じて、より一層地域福祉の向上に積極的に取り組む社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定するものとなっております。

続いて126ページ以降が事業計画書となっておりますので御確認ください。続いて124ページに審査の項目、配点を記載しております。1から3までの審査項目について70点満点で審査が行われておまして、125ページに評価結果を掲載しております。これまでと同様の審査基準で失格要件に該当していませんので指定をするものです。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第158号鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について説明

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第158号鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について説明をお願いします。松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。長寿社会課松本です。議案第158号鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について説明いたします。資料の138ページになります。施設の名称は鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターです。指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指名による募集をしております。指定管理者候補者として選定された団体は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会です。選定された団体の提案内容としまして、（1）指定管理料ですが、総額8,753万4,000円で、債務負担行為の限度額と同額となっております。

ります。（2）事業内容等でございますが、本施設が地域の高齢者の拠点として有効的に活用されること、また、高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定を図るため、自立して生活することに不安が認められる高齢者に対する居住の提供、各種相談及び助言などにより高齢者の福祉の向上に努めるということで、当該施設の事業となります高齢者の福祉増進に取り組む提案となっております。5の選定理由ですが、先ほどの議案第157号と同じく公募によらない指定管理者候補者の選定を行っております。現管理者は青谷町の地域性を尊重しつつ、全市的な福祉センターとしての役割がある当該施設を多面的な運営ノウハウの蓄積があると認められる点が評価され、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定するものです。

141 ページ以降に事業計画の記載されたものが掲載しておりますので御確認ください。次の139 ページに7の審査項目及び配点を記載しておりますが、1から3までの審査項目について70点満点で評価審査が行われております。140 ページに評価結果を掲載しております。これまでの審査基準と同じく失格要件に該当していませんので指名をするものです。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様から聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第159号鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の指定管理者の指定について説明

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第159号鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の指定管理者の指定について説明をお願いします。松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。長寿社会課松本です。議案第159号鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の指定管理者の指定について説明いたします。資料は152ページになります。施設の名称は鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館です。この施設の指定管理者の募集につきましては、先ほど御説明いたしました議案第153号の鳥取市プールと一体的に管理運営していただくという施設として募集をいたしました。そのため、資料の152ページから154ページまでの内容は議案第153号の説明と同様となりますし、提案書につきましては5ページ以降を御確認いただけたらと思います。指定管理者の指定は施設ごとに行うため、別の議案として提案しております。

附議案の内容を読み上げさせていただきたいと思います。議案第159号施設の名称、鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館、指定管理者は株式会社NSI、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。提案理由としまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の指定管理者の指定について議決を得るためですということです。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様から聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい、以上でございます。

その他の報告

鳥取市地域福祉推進計画の策定について

◆**星見健蔵委員長** それでは続きましてその他の報告に入ります。まず、初めに鳥取市地域福祉推進計画の策定について執行部より説明をお願いします。大島参事。

○大島ゆかり地域福祉課参事 地域福祉課大島です。では、資料3で説明をさせていただきます。

該当ページは3ページから14ページになります。じゃあ、まず、3ページを御覧いただきたいと思います。この計画につきましては、9月議会の際に少し報告をさせていただきましたが、本日はこの策定状況と今後のスケジュールについて御報告をいたします。なお、本日は概要のみ簡潔に御報告をさせていただきたいと思います。まず、1の計画期間でございます。こちら令和7年から6年間の期間になっております。次に法令上の位置づけでございますが、社会福祉法等こちらに記載したとおりでございます。

続きまして3の基本理念と4の基本原則ですが、こちらにつきましては、現計画の考え方を基本的には踏襲しておりまして、現計画と同じものになっております。続きまして5の次期計画の特色でございますが、こちらは5ページ目のほうで説明をさせていただきたいと思います。それで、はぐっていただきまして、まず、左側の4ページのほう御覧ください。6の計画の位置づけ等につきましては、9月議会の際に御説明したとおりでございます。その下の7の計画策定の流れでございます。今月の20日から来月10日まで市民政策コメントを実施する予定としております。はい。

では、5ページ目になります。こちらが次期地域福祉推進計画の概要の体系図でございます。この中で、特色あるものを御説明をいたします。まず、基本目標1、住民参加と地域福祉活動の促進、その横に基本計画（基本施策）とありますが、この1、地域における福祉活動の推進・支援、こちらを重点取組1としております。こちらはこの計画の要のなるところと考えておりまして、一丁目一番地と位置づけをしております。内容は後ほど御説明をいたします。その下になります。2の地域食堂を拠点とした地域づくり、こちらは重点取組ではございませんが、本市の特色として地域食堂に、今、力を入れているということがございますので、この地域食堂を拠点とした地域づくりを進めていきたいと考えておるところでございます。

では、続きまして基本目標でいいますとⅡになります。福祉学習の推進と福祉の担い手づくり、こちらにつきましては、もともと基本計画、右側のほうにあったんですけども、この計画をつくるに当たりまして聞き取りを行う中で、担い手が不足しているという声をあちこちでお伺いをしました。そのため、基本目標に格上げしたものでございます。そして、1の福祉学習の推進を重点取組2ということで、福祉の担い手を増やすための取組ということで位置づけをしております。少し下がりまして基本目標でいいますと、Ⅳの地域で安心して暮らせる基盤づくり、この中の1になります。地域で支え合う防災体制の構築、これを重点取組4ということで新しく設定をいたしました。これは福祉の視点から地域防災のまちづくりを進めようとするものでございます。

では、めくっていただきまして、はい。6ページ、それと5ページございますが、4つの先ほどの重点項目を紹介をさせていただこうと思います。まず、重点取組1、一丁目一番地としたものでございます。左側の6ページのほうが基本計画とその目指す姿が書いてございまして、その下に目指す姿を図にしたものが入っております。右側が重点取組のうち、行政の取組と市社協の取組を掲げております。こちらにつきましては、地区を単位としたネットワークの形成や福祉活動や相談機能の拠点づくり、また、その調整を行う地区コーディネーターについて記

載を行っておるものでございます。

では、続きましてはぐっていただきまして8ページ及び9ページでございます。はい。こちらにつきましては福祉学習の推進、重点取組2でございます。こちらにつきましては、様々な機関・団体が参加した福祉学習のプラットフォームが形成され、子ども向け、あるいは住民向け等の福祉学習のプログラムづくりが進んでいるというものを目指す姿としております。

続きましてはぐっていただきまして10ページと11ページになります。こちらは重点取組の3になります。包括的支援体制の充実、こちらは現計画とほとんど変更はございませんでして、引き続き相談から支援までを包括的に進めたいというふうに考えております。はぐっていただきまして、はい。12ページと13ページでございます。重点取組4の地域で支え合う防災体制の構築、こちらにつきましては、支え愛マップや避難行動要支援者支援制度の普及であるとか、地域防災プログラムの構築、防災教育などの取組を考えているところでございます。

最後に14ページになります。こちらにつきましては、鳥取市再犯防止推進計画をこの地域福祉計画に内包して計画を立てております。簡単でしたが、説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** 説明ありがとうございます。意見でよろしいでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** はい、どうぞ。

◆**坂根政代委員** はい。意見です。まず、例えば6ページで、例でいいますと、基本計画ということで重点取組1というものが概要で示されて、そして次に、じゃあ、どういったことをやるんだというのが次のページに書かれていると思うんですね、それで、私がちょっと気になっておりますのは、行政の取組で支援するというものと、行政がやるものと、あと、市社協がやるもの、そしてまた、じゃあ、地区では何をやれということかというところでのね、やはりもう少し分かりやすいような表記が必要ではないかなということを感じております。ちょっと私も例えば、行政がやるものには丸をつけてみたりとか、これ見ながらね、じゃあ、市社協がやるものには丸をつけたり、地域でやらないといけんのは、この三角をつけてみたりとか、いろいろやりましたけれど、やはりこの地域住民が見て分かりやすい、そしてどこにこれだったら市役所にいうのか、または市社協にいうのか、いや、これだったら地域の包括センターとか相談のところでやるのかとかね、ちょっと分かりやすくなるというふうなふうに思ったのが1つ目です。

2つ目、ごめんなさい。福祉学習のところです。重点取組の2です。これはちょっと質問になると思いますが、福祉学習のプラットフォームをつくるということなんですが、やる場所はほぼ、やはりこの地域の福祉の推進母体になると思うんですね。それで、じゃあ、これ自身は、じゃあ、そこに市社協がこの学習をやりたいということで提案してやるものなのかどうなのか、こんなことや例えばプログラムを作成するというふうになってはいますが、じゃあ、これはどこがつくるものなのかとか、ちょっとそこを教えていただければありがたいと思っています。2点です。

◆**星見健蔵委員長** 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。いろいろと御意見、御質問ありがとうございます。まず、最初の行政の取組、市社協の取組書いてあるんだけど、少し分かりづらいという御指摘でございました、御意見でございました。実は、この今つくっていますこの地域福祉推進計画には、実はこの真ん中にいわゆる住民、民間の方向性というものが実はございまして、そこも記載はするようにしてございます。ただ、今日のちょっと資料ですね、ちょっとボリューム感等もございまして、ちょっとそこを省略してしまって大変分かりづらくなってしまったのかなというふうに思っております。申し訳ございません。ですので、本来であればこの行政の取組と市社協の取組の中間にいわゆる民間、市民の方のいわゆる方向性ということで住民の方にはこういったこと、考え方で向かっていただきたいとか、そういうふうなことも記載はしております、実はその中の主たる役割として市社協があるという記載の方法をしておりますので、また、もう少し丁寧なものをまた、パブコメの際には全文を掲載をいたしますので、また、御覧いただきたいというふうに思います。

あと、2点目の福祉学習のプラットフォームの御質問でございました。どこがやるのかというようなことを含めてのことだったんだろうと思います。今現在、鳥取市の社会福祉協議会は、いろいろ学校とかと連携をして、いわゆる学校が行うそういった福祉学習のカリキュラムというか、そういったものを学校と相談してやったりというのが実態としてございます。ただ、それがどうしてもこの体験的な学習だったりとか、擬似体験やったりみたいな学習がちょっとパターン化してしまっているというようなちょっと御指摘もございました。

今後、やはりそれぞれの地域の実情に応じて、どういった学習が必要なのかということは、もちろん市社協、あるいは住民の方々、住民というのがいろいろ福祉の関係の民生委員であったりとか、地区社協の関係の方だったりとか、いろんな様々な方がこういった意見を出し合いながら、どういう学習をしていこうかということを考えていっていただくというのを、いわゆるプラットフォームとしてつくっていききたいと。当然その中心的な役割としては社会福祉協議会が役割として担っていただいて、その中にも行政も入っていくというようなことを想定しております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 質問です。1番の基本目標のところ、地域食堂を拠点とした地域づくり、それを進めたいということで書かれています。それで、今の説明で、もしかしたら入ってくるのかもしれませんが、7ページのところには地域食堂っていうフレーズは全くなくて、むしろ11ページの包括的支援体制の充実のところの中に地域食堂という言葉が入ってたり、13ページの防災体制のところに入ったりするんですが、柱としては2のところに入れるのが考え方ということ、このところと記載がちょっとどうしてこういうことになっているのかなというところ、

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。今日、お作りしました資料は重点取組をちょっと重点に説明用ということでつくらせていただきました。この地域食堂を拠点とした地域づくりというの、先ほども鳥取市の特徴ということでいろんなところで地域食堂が

今、開設もされ運営も始まっているというようなところで、いろんな形態の、本当に困っている方が寄りやすいようなそういったことも今後は地域食堂の役目として、こうしていきたいなというような声もございます。そういった中で、いろんところで地域食堂が拠点になるというようなことを目指したいというところの考え方がございます。あえて、今、重点取組にしなかったというところでちょっと考え方が矛盾しているんじゃないかという御指摘だったかもしれませんが、重点取組にもありますし、そうでないところにも、こういった地域食堂の活用といったようなところをたくさん散りばめておまして、今まで以上にこの地域食堂を拠点とするという考え方をいろんところで取り入れているというところで、特徴ということにさせていただきます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、そのほか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** 今の岩永委員の質問にも関連をするんですが、実際地域食堂いろんな形態がありますよね、それでもう1つは、まちづくりの拠点になるのかどうなのかっていうところもちょっと私はどうかというふうに思っています。何かというと、やはりサロンもそうですし、地域食堂もやはり同じような感じなんです、それで、サロンに集まってくる、地域食堂に集まってくる、まちづくりの拠点というよりは、そこで相談の発見をするというのは大きな役割ではないかと思っているんですね。

ですから、そういう意味でいうと、まちづくりの拠点というところでいうと、そういった相談事例だとか、様々なことが寄り合っただけでその地区を単位とする福祉ネットワークというね、そこがやっぱりまちづくりの拠点になるのではないかというふうに私は考えるんですが、ですからその辺を少し整理したほうがいいんじゃないかなというのが岩永委員の意見だったと思いますので、私もちょっとそう思うということで説明を、意見を言わせていただきました。以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。はい。ありがとうございます。今、6ページの下絵の中に、地区を単位とする福祉ネットワークの中に、地域食堂であったりとか、そういったいろんなサロンであったりとか、坂根委員さんおっしゃるように、集まる場所なりそういう、いわゆる相談できる場所というのは、いろんところにたくさんあったほうがいいと思っています。ただ、それが、じゃあ、どうやってうまく集約できてそれが地区の課題として捉えて、じゃあ、次どうやって展開していこうかというためにやはりこのネットワークが必要だろうというふうに思っています。

じゃあ、このネットワークの、じゃあ、拠点となるところはどのなの、どこがいいんだろうというところで、これから考えていく必要があると思うんですけども、今、想定しているのはやっぱり地域コミュニティの拠点である公民館がやはり適切なんではないかというようには考えてはおります。はい。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。先ほど次長のほうが話をされましたけど、地区公民館、あらゆる面で、7ページも地区公民館などとずっと地区公民館が出てきましてね、現状が地区公民館自体がも

う土曜日休んだり、全て土日、5時以降閉めるという格好の実態が、非常になかなか地域との中心である、拠点である公民館自身がなかなか地域と離れておるとい実態が多くあると思います。公民館関係で話をされて、もう、うちは閉めるでとかいう話で、もう地域とはまた、別個あれですよという考えがあって、これはやはり協働推進課とも連携しながら本場でやらなるとね、地区公民館がますます孤立というか、もう全然地域と疎外されて、それが出ているように私は感じてますんで、その辺を十分、やはり拠点ですので地域のいろいろな問題点、課題とかね、それを一体になってやるという、一体的に、それを連携していただきたいと思えます。これは要望です。はい。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。はい。それでは以上でこの件については終わります。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 ここには市民政策コメントの実施は12月から1月ってなっていますが、具体的には日程をちょっと示してください。

◆星見健蔵委員長 大島参事。

○大島ゆかり地域福祉課参事 はい。失礼いたします。具体的な日程は12月、今月の20日から来月、1月の10日までがスケジュールの予定となっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 12月議会にかけられて市民政策コメントに出されるのは、この日程が多いんですけど、もっと日程取れないんでしょうかね、せめて10日いったら本当に仕事始めて1週間ほどですし、あと10日とか1週間くらい遅らせて、ちょっとやっぱり市民にPRができる期間にすべきじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。この市民政策コメントのいわゆる募集の期間のお話だと思います。一応一定のルールというか、市役所全体でパブコメかけるときの規則的なことで日程のほうを決めさせていただいております。それで、逆に私の今、考えとしては、これ年末年始のちょうどこのたび長い休みがありますけども、そういった中で公表するのは、ホームページ等で見ていただくような形になりますので、逆にお仕事しながらその夜、見たりとかじゃなくて休みの期間にじっくり読んでいただいているような意見をいただけるちょうどいい休みなのかなと私は個人的には捉えておりますのでぜひ、こういうパブコメ始めましたということもきちんとお知らせをする、それもホームページになってしまうんですけども、そういったことで皆さんに、今こういうのをやってるんだということをきちんと知っていただくということが大事なというふうに思っております。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ぜひ公表をね、市民政策コメントをやっていますよと、何本かこの時期ありますので公表してますということが、ちょっとPRを積極的にやっていただきたいと思えます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。はい。

福祉総合窓口業務等包括委託公募型プロポーザル結果について

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして福祉総合窓口業務等包括委託公募型プロポーザル結果について説明をお願いします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内でございます。そうしますと、報告の福祉総合窓口業務等包括委託公募型プロポーザルの結果についてということで、先ほどまで見ていただきました資料3の、続けて15ページを御覧いただきたいと思えます。併せて、本日の追加資料として1枚お配りしております。結果の採点結果表というものを追加でお配りしております。それを両方御覧いただきたいというふうに思えます。はい。

まず、この公募型プロポーザルにつきましては、2社から参加申込みが当初ございました。しかし1者から企画提案書の提出の辞退がございまして、最終的には1者より企画提案書の提出がございました。その提案を令和6年11月26日にプレゼンテーションを行っていただいて、それを選定委員が審査したという経過でございます。その結果でございます。最優秀提案者は株式会社ニチイ学館、これは現業務委託を行っている業者でございます。提案価格2億1,106万円ということで委託期間が最初に書いてあります、3年間の令和10年3月31日までの期間の総額ということになります。

なお、9月議会で債務負担のほうを限度額を認めていただきました3億2,476万3,000円の範囲内ということになってございます。先ほど申しました選定委員ですが、外部委員2人を含めまして7名の委員で審査を行いました。その結果が追加でお配りしました採点結果表ということでございます。それぞれ審査項目を12項目設けまして配点が100点満点ということで、7名の委員のそれぞれの評価点を記載しております。その結果、この表の一番下に書いてございます。最低基準である評価得点総合計100点の6割、60点未満の委員が過半数あれば選定できないというルールがございまして、その60点未満の評価点をつけた委員はいなかったということで、この株式会社ニチイ学館を最優秀提案者というふうに決定をしたところでございます。

事業の内容につきましては前回にも御説明させていただいております12の業務を包括的に委託するというところでございます。今後のスケジュールでございます。最優秀提案者は決定いたしましたので、これから契約締結をして、令和7年4月からは業務を開始できるようにということで準備を進めていきたいというふうに考えております。説明以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** 1者で結局プロポーザルを行ったという、こういうことで今、説明を受けました。それで、市のほうに、これはちょっと要望ということなんですが、ぜひ、お願いしておきたいのは、債務負担行為と提案価格というところで2,700万近く減額になっていますね。それで、私がちょっと心配しておりますのは、委託内容が増えてます今回。にもかかわらずこの額が低くなっているというところで、例えば人件費を削るだとか、業務内容がスムーズにいかないということがないように、しっかりと点検をしていただきたいというふうに、それは担当課のほうにお願いしておきたいと思えます。以上です。

◆星見健蔵委員長 要望ということでよろしいですね。

◆坂根政代委員 はい。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 坂根委員が言われたんですけど、令和4年、5年、6年の実績と比べても83万1,000円しかプラスになっていない額で提案価格がされたということですので、本当にどういふような賃金で働かれることになるのか、なかなかそういうところのチェックというのは難しいのかもしれないですけど、人数も増えることになるのかどうなのか、業務が増えます。そこから辺がどうなのかっていうこともありますので、ぜひ、この3年間、しっかり私もチェックをしていただきたいというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 はい、山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。お二人の委員さんから御指摘いただきました。このたびのこの公募型のプロポーザルの資料作成に当たりましては、いわゆるいろんな業務を効率的に、いわゆるマルチタスクということ、前回の委員会でもちょっとお話しさせていただいたと思います。提案者側からはやっぱりそこを自分たちもやっていくんだというふうなことの提案がございまして、実際に必要な人数というのをかなり研究されたんだろうというふうに思っております。それぞれの職員さんに対する、いわゆる賃金であるとか、そういった部分は、我々はちょっと承知はしてないところがございますけども、そういった賃金安く抑えてっていうよりも、その人の配置を効率よくやっていくということを重視されてるんだろう、そういった提案になってるんだろうということで、この金額の提示だったんだろうというふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。はい。それではないようでございます。

鳥取市認知症施策推進計画の策定について

◆星見健蔵委員長 続きまして鳥取市認知症施策推進計画の策定について説明をお願いします。藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 はい。中央包括支援センター藤木です。資料につきましては資料3の16ページ、17ページに記載をさせていただいております。この鳥取市認知症施策推進計画につきましては、9月にこの委員会でも報告をさせていただきましたけれども、国が示します共生社会の実現を推進するための認知症基本法を受けまして、鳥取市におきましても推進計画を策定して進めてまいりたいというふうに思っております。12月23日から1月14日まで市民政策コメントを実施する予定としております。

計画の概要について少し説明をさせていただきます。3番目の計画の特徴を御覧いただけますでしょうか。この計画につきましては9月にも説明させていただいたんですけども、ワーキンググループを設置いたしまして、6回ほど会議を設けて認知症の本人さん、それから支援者、企業など関係団体等でグループワーク等を実施して、それぞれの日頃の生活に根差したところの経験を基に、どういった暮らしがあったらいいかなというようなことを話合いを重ねてまいりました。それからそういった話合いに加えまして、様々な鳥取市で行っている事業、認

知症に関する事業の中で住民様方から伺った声、企業様方から伺った声なども基に、この計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えているところです。

それから2番目につきましては、全ての市民が新しい認知症観を持つということで、この新しい認知症観というところが国の閣議決定の中でもキーワードとして出ていたかなというふうに思いますが、これまでは認知症になったら何もできなくなるとか、やりたいことができなくなるということではなくて、なったとしても、なってからでも一人一人が基本的人権を尊重されて個人としてできることや、やりたいこと、それから住み慣れた地域で人とつながりながら希望を持って自分らしく暮らし続けることができる、そういった考え方を広く啓発をしていきたいというふうに思っております。

その中で認知症の御本人さんによる本人発信ということで、様々な声を皆様方に知っていただくような機会を設けて市民一人一人が暮らしの身近な場で、その認知症に対する価値観等を変えていただいたりということで、日頃の生活の中で自然とそういったつながりを持って活動できるような共生社会というところを目指していくような内容として検討している、考えているところです。

それで4番目の計画の構成として目指す姿に認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができるまちというふうに挙げております。特にこの認知症になってからもというふうに書かせていただいているのが、認知症になる前というところも視点に、皆さんに入れていただきたいというところで、なってからもというふうにして記載をしております。ワーキンググループの中でも少しちょっとそこが捉えにくいところかなという御意見はありましたので、ちょっと表記をする形で工夫もしていきたい、皆さんにそういうふうにつけていただけるように工夫していきたいなと思っております。

17ページには目標4つに対しまして、それぞれ方向性ということでちょっと記載をしているところです。なお、12月の3日に閣議決定された国の認知症施策基本計画の中でも、新しい認知症観に立っていくこと、それから自分事として考えること、それから認知症の人などの参画とか対話、それから多様な主体の連携・共同といった辺りの方向性が示されているかなというふうに思いますので、17ページにある目標の方向性という辺りをそれぞれ散りばめながら、これから具体的なところを皆様方にお示しさせていただいて御意見を伺って計画を策定という流れにしていきたいと考えております。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本件につきまして委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** ようやく骨格ができてきたなというような、まず感想を持っております。そこで、まず、質問ですけれど、目標1には、ここが大きなところになってくると思うんですね。ベースになる部分、ほぼいろんな計画でも1番に基本となる部分っていうのがくるので、そうかなと思ってお話をさせていただくんですけど、まず、ここにね、必要な人に伝えることができる、そして次には、目標の方向性のほうは、大切な人に伝えることができる。この表記の違い、もう1つここに本来入るべきは、全ての市民が新しい認知症観を持ってというね、この言葉自身が本来は必要ではないのかというふうに私自身は思っているところです。

それで、目標2のところ、目標3のところ、目標4のところにも言いたいことはたくさんありますが、さっきのことが1番と、もう1つ、2つ目は目標の方向性は出ているけれど、具体的に、じゃあ、何を、こういうことを取り組んでいきますよっていうのがないんですよ。そしてこれパブリックコメント取れますかっていう話なんです。やはり市民が見るときには、大方こういうことを目指してるよというのが分かっても、具体的に何に取り組むのかというのがないと、いや、私もこういう取組をしてほしいわという意見が出しにくいのではないかと思います。やはりそういうものをつけて本来市民政策コメントは取るべきではないかというふうに思いますが、その辺の考え方についてお伺いいたします。

◆星見健蔵委員長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 はい。中央包括藤木です。ありがとうございます。まず、目標1の必要な人と大切な人の違いになります。こちらにつきましては、確かに区別というところがなかなか難しいところではあるんですが、日々の生活を送っていく中で、御自分自身認知症になられた方が家族であったり、友人であったり、中には日頃から通うスーパーの店員さんであったりというようなことで、身近な大切な人という捉えもあったり、それから生活をしていく中で自分が困ったときに声をかけたりというようなことで必要な人という表現があったりということで、実は、ちょっとワーキンググループの中でもどういった表記がいいのかなというところを意見としてまとまらないままでちょっとこういう形でさせていただきました。必要な人というところがそれぞれにあったところとして捉えてはおりますので、ちょっと表現の統一をしていくのか、ちょっと注釈をつけるのかという形はちょっとまた考えていかせていただきたいと思います。

それからもう1点いただきました具体的な活動とか、行動というところになりますけれども、そちらを今時点でどのような形で記載をしていくのか、あまり具体的なところが個別の状況を細かく書き過ぎるとなかなかそこまでできないこともあるかなというようなこともあったりで、今実際どういった行動計画にしていくのかというところは詰めているところになっております。なので、事業なども絡めながら市民の方にもどういった動きをしていただきたいか、どういったことで機会を捉えていただきたいかというところを伝えていけるような行動計画にしていきたいなというふうには思っているところで、今回明記ができておりませんで、申し訳ございません。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 今回の進行状況なり現状というのは分かりましたが、では、これを持って市民政策で何を求めているらっしゃるんですか。

◆星見健蔵委員長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 はい。中央包括藤木です。それぞれ市民の方から御意見いただくに当たってパブリックコメントのほうでは、様々な事業所であったりとか、企業体の方に事前にお声をかけさせていただいて意見をいただくというふうには考えているところです。それで、それぞれが今どのように感じていらっしゃる、この目標の方向性や行動計画の中でどういったことが自分たちはできるだろうかといったような御意見もいただけたらなと

いうふうには考えております。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 それは、市民政策ではなくて、各ところによって、各関係機関に様々意見なり、どういったことをこれだったらできるのかということを集約すればいい話だと思うんですね。ただ、これだけを見て市民政策で市民の方が、じゃあ、何を意見を言ったらいいのかということと戸惑うのではないかと私自身は思うんですね。例えばここに書いてあることは、うん、そういうことは分かるよと、じゃあ、これでいいですっていう回答にするのか、何かちょっともう少し詳しく説明してくださいってようなことがあれば、じゃあ、今度はどうなるのかとかね、もう少しやはり市民政策にかけるんだったら、やはり行動計画案であるにしろ何にしる、どういったことをやっていくということを実示しないと市民政策にならないのではないかと私は感じてるんです。ちょっと行ったり来たりの話になるかもしれませんが、申し訳ありません。

◆星見健蔵委員長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 はい。中央包括藤木です。坂根委員さんのおっしゃられているとおりにいうふうに感じております。具体的な行動というところの部分については、きちんと表記をした上でパブリックコメントにはかけさせていただこうというふうには思っております。そこがちょっと今回、委員会の中で御報告ができなくて申し訳ありませんでした。はい。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 すみません。何度も。分かりました。じゃあ、パブリックコメントには行動計画案を示されるという方向だということですね。分かりました。もう1点、ちょっと誤解を生むんじゃないかと思っているのが、目標4のところですよ。よい情報を入手し、ということがありますよね。このよい情報ということについて、少し注釈がいるのではないかなと思ってるんです。多分これは、認知症になった御本人の方、または家族の方が、これから生活をしたりとか、様々な例えばこういう活動場所があるよとか含めて、そういったことを指してるんだろというふうに思いますけれど、ちょっと注釈をつけたほうが分かりやすいのではないかなというふうに感じました。以上です。意見でいい、要望でいいです。

◆星見健蔵委員長 はい、要望でね。はい、そのほか。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 私もこれを読んどってよく分からなかった、坂根さんが言ってくれてということなんかなって思いながら見たんですけど、この方向性と、それから何か私は4つの目標を達成されるために具体化、推進する期間が別にあるのかなって想像したりなんかしました。併せてこの計画がほかの計画、つまり第9期の介護保険事業計画かな、その中にどういうふうに位置づけられていくのかとか、さっき23日までに行動計画案を出すって言われたんですけど、そういう何かこの計画の位置づけや今後の取組というか、そういうものがくっついてないと、これだけではちょっと分かりづらいなという感想を持ちました。行動計画案を出されるということで、その辺が埋められるのかどうなのかちょっと分かりませんが、市民政策コメントに持っていくために、そういうものが必要じゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい、藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 はい、委員長。中央包括藤木です。ありがとうございます。9期の中でも認知症施策という部分で、環境づくりなどを多く盛り込んでいるところかなというふうに思いますが、介護保険計画等の整合性を図りながら、地域福祉計画の地域共生という視点も忘れずにそこを皆様に御理解いただけるように記載をしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。それでは次に、今は12時ということになりましたけども、もう1件、報告ですので、短時間で終わると思いますので、終わるまでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 鳥取市交流大会について

◆星見健蔵委員長 それでは、ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 鳥取市交流大会について説明をお願いします。小谷室長。

○小谷昇一ねんりんピック推進室長 はい。ねんりんピック推進室の小谷でございます。では、私のほうから御報告させていただきます。資料3の18ページ、19ページを御覧いただけますでしょうか。はい。ねんりんピックになりますけども、ここ2年間にわたって準備してきましたけども、この10月で終了いたしました。期間といたしましては10月18日～21日の4日間になりましたけども、種目、テニス、ゲートボール、サッカー、ボウリング、太極拳、俳句、6種目を鳥取市内の15会場で展開しております。参加者数につきましては雨ですとか、暴風ですとかいろいろございましたけども、4日間で延べ人数、試合会場のカウントの数を報告させていただきますけども、4日間で4万8,000人お越しになっております。

内訳といたしましては、この18ページの(5)に出とるような形になります。こちら、ねんりんピック運営につきましては様々な方から御協力、協賛をいただきました。協賛金、協賛物品の提供という形で市内の24社、330万円程度の、程度と言ったら申し訳ないですけど、330万円の御協力いただきました。地元の商店街、こちらにつきましては、商店街さんが自ら自分たちが考え、お金も出し合って協力していただけたという形になります。鳥取市の東商工会様はプランターに花植えた花いっぱい運動という形で会場に設置していただきましたり、大会期間中いっぱい選手がお越しになるということで、こちらは末広温泉商店街さんだったんですけど、独自にクーポン券を作られ、選手の皆さんに配られたり、はたまた新駅前商店街さんは、この期間中、民芸みつけというイベントございましたけど、こちらのイベントとねんりんピックコラボでうまいことやましようという形で、スタンプラリーという形も実施していただいたりしております。

市内の小学校の皆さんにつきましても歓迎のぼりというのを作ったんですけども、そののぼりのイラスト原画の作成、選手の応援メッセージといったような塗り絵を御協力いただきました。地域におかれましても、各会場で振る舞いすとか、プレゼントというものを実施したんですけども、様々な御協力をいただきました。市の連合婦人会様では梨の提供だったり、豆腐ちくわをカットしてプレゼント、河原の三滝になりますけど、しし鍋の提供すとか、鹿野の

そば、福部ではらっきょうスイーツの提供等々、自分たちで考えられて提供されて大変ねんりんピックの盛り上がりにつながったかなと考えております。

ねんりんピックの選手のお伺いしたところ、スタッフやボランティアの対応が親切丁寧で、笑顔で接していただいてすばらしかった。競技の流れ等もスムーズだった。たくさんのお店やイベントがあって楽しかったといったような御意見ですとか、ちょっと否定的な意見といますか、といたしましては、宿泊場所が遠方のため移動で疲れたとか、大雨に伴う時間、場所の変更に困惑したというような御意見もいただいております。総括いたしましては、今大会は行政だけではなくて、市民の皆さんにも企画から関わっていただき、運営にも携わっていただいたというような、市民の皆さんとつくり上げた大会となりました。選手からの御意見分かりますように、選手のみならず市民の皆様も楽しんでいただける大会、満足度が高い大会となったと考えております。

こちらの大会につきましては、来年岐阜県がねんりんピックの開催になりますし、その次の開催は埼玉県が開催しますんで、そちらの職員も鳥取に視察という形で来ていたんですけども、そちらの職員の皆様からも、ねんりんピックは通常競技の運営という分に特化した形になっているんですけども、鳥取市さんは協議の運営のみならず、その選手のおもてなしですとか、にぎわいといったところにも取り組まれて、非常に勉強になりましたというような講評を、好意的な御意見もいただいております。といいますように、ねんりんピック総じまして、鳥取市の取組というもの全国に発信できたい大会だったのではないかなと思っております。

補足ですけども、先ほど大会期間が18日金曜日から21日月曜日と言いました。ねんりんピックは通常19が開会式、20、21が競技、試合という形になります。鳥取市といたしましてはこの18日というのは、ねんりんピックの前夜祭という形でイベントを行っておりますので、鳥取市の交流大会といたしましては18日から21日、4日間ということにさせていただきますことを補足させていただきます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本件につきまして、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**星見健蔵委員長** 詳しく説明いただきましたんで、よろしいでしょうか。それでは、これで福祉部を終了したいと思います。福祉部の皆様、大変ありがとうございました。それでは午後健康子ども部がございしますが、一応時間は1時15分ということでお願いしたいというふうに思います。午前中はこれで終わりたいと思います。

午前12時8分 休憩

午後1時12分 再開

【健康子ども部】

◆**星見健蔵委員長** はい、それでは福祉保健委員会を再開します。議案説明に入ります前に、竹内健康子ども部長より御挨拶をいただきたいと思います。竹内部長。

◆**竹内一敏健康こども部長** 健康こども部長の竹内です。よろしくお願いいたします。本定例会に提案しております健康こども部に係る案件、議案1件について御説明いたします。議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）でございますけども、主な内容としましては、過年度分国県支出金等返還金に要する経費として、2課分合計ですけども2億3,633万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が認定された方に対しまして、予防接種健康被害救済給付制度に基づく死亡一時金等の給付に要する経費として8,882万4,000円、小児慢性特定疾病医療費助成等に要する経費として1,761万1,000円など、総額で3億1,347万円の増額補正を提案しております。詳細につきましては担当課長、所長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）について説明

◆**星見健蔵委員長** それでは議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について説明をお願いします。小野澤局長。

◆**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** はい。こども未来課小野澤です。議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算、所管に属する部分を説明させていただきます。令和6年度12月補正予算につきましては、人件費で、決算見込みで各課より補正予算要求を行っておりますが、説明のほうは割愛させていただきます。

それではこども未来課の補正予算要求について説明させていただきます。事業別概要19ページの上段を御覧ください。小児慢性特定疾病対策等事業費です。この事業は慢性疾患により長期にわたる治療が必要となる児童の育成及び患者、家族の医療費負担等の負担軽減を図るために、医療費助成、県外受診に係る交通費助成等を行っております。令和6年4月現在の医療費助成の対象疾病は788疾病となっており、受給者につきましては12月1日現在で211名となっております。今回の補正要求では、医療費助成の増額分として1,756万6,000円、自立支援員会計年度任用職員の人件費といたしまして4万5,000円、合計1,761万1,000円を要求しております。なお、財源といたしまして、国庫負担金796万2,000円、一般財源964万9,000円を充当しております。

続きまして20ページ上段です。不妊治療費等助成事業費です。不妊治療費につきましては令和4年度より医療費保険の適用となりましたが、保険適用のない治療や保険診療と併せて行う精神医療、保険適用回数超過による自己負担となる治療に対して、県の助成制度によって助成を行っております。今年度より混合治療や保険医療適用回数を超えて全額自費負担で行われた治療に対して10万円を上限としておりましたが、令和6年度より採卵がある場合は30万円、採卵がない場合の治療については10万円を上限に助成しております。

医療保険適用になってから2年が経過したこと、助成対象が拡大されたことにより、このたびの補正予算計上とさせていただきます。扶助費として800万円、担当職員会計年度任用職員人件費として5万1,000円、合計805万1,000円を要求しております。なお、財源といたしましては、この事業につきましては単県事業ですので、本来中核市負担金として県負担金を充当するところですが、中核市負担金につきましては翌年度精算となるため、一般財源としてお

ります。

事業別概要 20 ページ下段、特定不妊治療費助成事業費です。先ほど説明しました県の助成の上乗せとして本市独自の助成を行っております。先進医療への上限は5万円、または残額のいずれか低い額、自費診療への助成は上限10万円、または残額のいずれか低いほうを助成しております。このたびの補正予算では今後を見込んで126万5,000円を要求させていただいております。財源といたしましては全額一般財源となっております。

続きまして債務負担行為の概要について説明させていただきます。事業別概要書 51 ページを御覧ください。事業名がひとり親学習支援事業費になります。限度額は1,330万4,000円、期間は令和7年度、財源内訳は国補助が604万7,000円、県補助が59万7,000円、一般財源666万円となっております。事業目的は、ひとり親家庭の生徒に対して学習習慣の習得支援や学習指導を行うことにより、学習の意欲及び学力の向上を目的としております。事業内容につきましては、学習教室を市内3か所に開設し、支援対象者に対して学習支援を行う委託事業となっております。

この事業は人権推進課、生活福祉課、こども未来課の3課共同で実施しており、今年度につきましては、現在ひとり親家庭95人、生活保護受給世帯12名、生活困窮世帯7人の合計114名が利用しております。平成30年度からは、前年度の12月補正において債務負担行為を設定し、4月1日の契約締結と同時に事業を開始しております。今年度も本議会で債務負担行為を設定して、翌年度に向けた業者選定の準備を開始することで切れ目のない学習支援を行うこととしております。

今後のスケジュールにつきましては、令和7年1月に公募型プロポーザルを実施、2月に業者選定、3月に参加者募集、4月に契約締結、支援開始を予定しております。こども未来課以上になります。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。幼児保育課の所管に係る事業について説明をさせていただきます。事業別概要書 21 ページ上段を御覧ください。過年度分国庫支出金等返還金でございます。すみません。過年度分国県支出金等返還金でございます。これは私立の保育園等の運営への給付に係る国県の交付金などについて実績による額の確定に伴い、令和2年度から5年度分を返還するものでございます。国県への返還金として2億359万7,000円を計上しており、財源内訳は諸収入として施設からの返還金が2,480万4,000円、残り1億7,879万3,000円が一般財源となっております。

続きまして同じく 21 ページ下段を御覧ください。過年度分国県支出金等返還金でございます。こちらは、私立の幼稚園等の利用給付に係る国県の交付金について実績による額の確定に伴い、令和5年度分を返還するものでございます。国県への返還金としまして1,025万9,000円を計上しており、全額一般財源となっております。幼児保育課の説明以上でございます。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。こども家庭センター森田です。事業別概要書 23 ページの上段を御覧ください。母子生活支援施設運営費として100万円を計上しております。これ

は鳥取市大工町頭にございます母子生活支援施設つくしの中庭の遊具、滑り台の老朽化に伴う更新費用として、公益財団法人ライフスポーツ財団の令和6年度子ども活動支援金の申請を行っていましたが、交付決定となりましたので歳入歳出の予算計上をお願いするものでございます。財源は全て諸収入の雑入となっております。こども家庭センターの説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。事業別概要の24ページ上段を御覧ください。健康被害対策事業負担金でございます。これは新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が認定された方に対する給付に係る経費でございます。予防接種による健康被害の救済措置につきましては、予防接種法第15条に定められており、予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村がその医療費等を給付を行うこととなっております。このたび本市から厚生労働大臣に進達したもののうち、死亡事例2件につきまして国の疾病障害認定審査会で新型コロナワクチン接種による健康被害として認定されましたので、健康被害が認定された方に給付する死亡一時金8,840万円及び葬祭料42万4,000円、合わせて8,882万4,000円について補正予算を計上しております。この新型コロナワクチン特例臨時接種に関する予防接種健康被害給付金につきましては全額国負担となっております。

なお、健康被害が認定されたお二人の年齢や性別、死因等の詳細につきましては、個人が特定される恐れがありますので公表は差し控えさせていただきます。以上です。

◆星見健蔵委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。事業別概要書の24ページ下段を御覧ください。施設管理費になります。このたびの補正は寄附金を活用しまして健康づくりや子育て支援に活用する物品を購入する経費となります。補正額は104万7,000円になります。昨年度に引き続きまして明治安田生命さんが全国の自治体や地域の団体に私の地元応援募金として寄附をされておられまして、本年度も本市にも御寄附をいただきました。本年度で4回目の御寄附となります。

財源内訳その他欄にお示ししておりますが、寄附の額は補正額と同様の104万7,000円となっております。この寄附金を活用しまして保育人形、それからごっこ遊びができる玩具や離乳食講習会などで使用しますウェブカメラ、健康教育で使用する教材など健康づくりや子育て支援に活用する物品を購入しようと考えております。以上となります。

◆星見健蔵委員長 はい、説明をいただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それでは以上で健康こども部を終了いたします。お疲れさまでした。今日の協議内容は全て終了いたしました。皆さんのほうで何かございますか。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 全協で福祉まちづくりの説明があったんですけど、特に地域を決めて鳥大周辺とか、何でしたっけ。

◆星見健蔵委員長 バリアフリー。

◆岩永安子委員 バリアフリーのね。あれは都市計画として提案だったんですけど、バリアフリーの問題っていうのは福祉の問題でもあるわけですけど、全協ではあったけど、もっといろいろバリアフリーの問題として、福祉の問題として、福祉の委員会がいろいろ質問をしたり、深めたりっていうようなことができたらいいのになと思ったりするんです。議案としては出てこないんですけどね。はい。そういうようなことをやっぱり、そういう議案が結構あるんじゃないのかなと思ったりするんですけど、ぜひ、福祉の委員会でも協議ができるようなことになればいいのと思います、いかがでしょうか。

◆星見健蔵委員長 昨日も県議会でも点字ブロックとか、いろんなまちの中でやっぱりそういった障がいのある方々が点字ブロックの色は、大体、鳥取県は黄色というふうに色も規定はしてるんですよ。ところが、昨日の県議会で出とった意見というのは、点字ブロックの色が非常に肌色みたいな感じの色だったです。それは境港市のことなだけで、それで一応こういった条例の中で県が定めとるのは、一応点字ブロックは鳥取県は黄色と、ただ、それぞれの地域において景観であったり、京都なんかのああいう昔からの伝統を生かしたような町並みっていうのは、昔ながらの伝統というものを取り入れるためにやっぱりそういうところの心遣い、気遣いなんかしておられるところもあります、だけえ、それはそれぞれの地域とやはりそういった障がいのある方々との意見交換の中で、やっぱり意見を出されて、まち全体でどう取り組んでいくかというようなことになると思うんですよ。

それで、岩永さんの今の話で、福祉にも当然関係があります。ただ、議案として上がってくるのは事業に対する予算なんですよ。その審議がほとんど中心的な議論になろうかというふうに思っております、できたら一般質問であったり、そういうところでアイデアを提供するとか、そういう形が取っていただければ、いいんじゃないかなというふうに。だけ、なかなかその議案として福祉のほうでも議論できるような場って言われたって、やっぱり予算と事業とが伴ったものでないと議案としては上がってこんわけなんですね。だけ、何かちょっと難しいところもあるかなと思うんで、やっぱり一般質問で40分ないと使ってしっかりと行政のほうに提示をしていくというようなことになるんじゃないですかね。どうですか、議長。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根さん。

◆坂根政代委員 坂根です。今ね、岩永さんから言われて、ああ、なるほどなと私も思ったんですが、例えば福祉保健委員会というところに関わって、その他という項で、例えば今、話があったようなその都市計画の関係のバリアフリーというところでね、福祉部とどういってお話がありましたかとか、そういうような質問はオーケーなんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 ちょっと、はい、毛利さん。

○毛利 元局長補佐 まず、福祉保健委員会の所管業務っていうのがございます。それは福祉部として主体的にやっていくこと、それから健康こども部として主体的にやっていくもの、それから市立病院として主体的にやっていく。それで、今のさっきのバリアフリー計画というのは、要は都市整備部が主体的に市の全体をまとめてやっていくことなので、所管としては都市整備部になります。したがって、福祉が勝手にその都市整備を呼んで、福祉に関係あるからって呼

んで、勝手に他の部局の所管事項を調べるというのは、これはちょっと所管の関係からいうとちょっと外れてくるだろうというようなところだろうと思います。そこら辺を踏まえながら、要は福祉で調べるべきことってというのは、要は所管の調査権限は持っていることは持っているんですけども、そのいわゆるその規則的なところを踏まえて御判断をしていただけたらと思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根さん。

◆坂根政代委員 すみません。では、毛利さん質問ですが、私が提案したのは福祉保健委員会の中で、その他議案というところで先回こんなことを感じたけど、福祉部と都市計画のほうはね、きちんと連携を取られてああいう形になっていますかとか、そういう質問はオーケーということですか。

○毛利 元局長補佐 それはできます。例えばどうなんだという、

◆坂根政代委員 うん。そうです。

○毛利 元局長補佐 その要はその他のところで、私はどういうふうな、例えばその都市計画の要は計画、所管事項あるんだけど、具体的にその担当部としてどのような関わりを持っているのかっていうのは、これは可能です。

◆坂根政代委員 可能ですか。はい。分かりました。

◆岩永安子委員 福祉のところと関りを持ったっていう。

◆坂根政代委員 うん、うん、うん。

◆星見健蔵委員長 でも、一応。

◆坂根政代委員 こういうやり取りをすれば、先ほどの岩永さんの話も都市計画部に来てもらわんじゃなくて、できるのではないですかっていう意味で、ちょっと私が思ったので提案したんです。

◆星見健蔵委員長 うん、関わりがないことはないんでね。

◆坂根政代委員 うん。うん。

◆星見健蔵委員長 うん。これは都市整備部のほうの議案で出しとるけども、福祉部もここにちょっと関係するのだけでも、この辺はどうですかというような質問のやり方だったら、それとかね、それぞれの部ごとにやっぱり終わりにその他というところで何かございますかというところで、保健所が来とんさったら最近のコロナの感染状況はどうですかぐらいのことはね、短時間で終わることなんで、いや、もう今はちょっとまた、感染者が増えてきますとか、インフルエンザが例年より少し流行が早いですとか、そういうぐらいのことだったら即回答がいただけますが。うん。大体議案でないものはやっぱり答弁するの、大変ですけえね、急に言われても。だけ、そういう部分はその他のことで一言ね、それに30分も1時間も取られたらかなわんけどね、そういうことはその都度、何かあれば質問していただくというふうにしていただければと。

◆寺坂寛夫委員 多分、あれですよ、計画はね、鳥取駅周辺から、駅から公共施設のほうに行く道中、また、一番多い乗客率というか、その鳥大の駅です。あれから公共施設、国際、湖山西のほうのね、公民館のほうもあるでしょうし、だけ、ああいう格好のルート、その辺の道路

の歩道の問題、その辺の点字ブロックや、あの辺をまたその関係者と障がい者の皆さんとも一緒になって調査したりして、修繕をする場所とか、もう少しこれ段差があって車椅子が通れないとか、全体をしてみましたからね、取りあえず重点的にそこでもしましよと、ですけど、それについてはまた、報告やその団体と見たりしてね、修繕とか、そういう報告はあると思いますよ。そういうふうな改善点とかね、改善すべき点がありましたとか、都市整備のほうでね、そういう要望があったとかね。だけ、その辺もまだ序のまだ段階でそういう計画をここで組みたいという格好でしょうけ。

◆**星見健蔵委員長** だけ、一応モデル地区にね、一応指定されとるけど。湖山でもね、湖山体育館っていったら湖東中学のとこなんですよ。湖山西の体育館は関係ないですが、あれに入らない。駅からは近いでしょう、西のほうが。だのに何でって我々も思うとこなんですよ。これはおかしいじゃないかって話だけど。

◆**坂根政代委員** いろいろ思うところがありますね。

◆**星見健蔵委員長** うん。

◆**寺坂寛夫委員** だけ、市長の答弁は、そんな重点ばかりしてもいけません、ほかもあるのよっていうことをね。全体調べて、やはりその不具合のあるところなんかは直さないけませんしね、バリアフリー、その辺もすべきだし、全市ですするという言い方、市長が言っていましたね、取りあえずこういうモデルをしていますけど、重点には。ほかのとも全体と一緒にですということなんです。だけ、福祉のほう、障がい福祉のほうも一緒に出て、そういう皆さんと一緒に見て車椅子で出てみたり、ずっと調べたりして調査すると思いますけど、その辺で。

◆**星見健蔵委員長** その駅から1キロ範囲、半径1キロとか、そういうことで大体は居住圏みたいなもんを設定しよう。だけど、はっきり言って、湖山でもこうやって西とあって、それで湖山のほうが一応モデルになっとなつて、ところがこれが、一応、今2地区をモデルに指定しとるけど、今度はその結果を見ながら、今度は4地区をまた、モデルをつくってというような格好で全体を整備していこうということなんです。だけ、取りあえずは2地区を選定してどういう効果があるのか、そういう形だと思っんでね、だけど、それだと湖山だったら、取組せんかいつていうのをわしら思うんだけど、一応湖山の体育館や湖山の公民館が対象になるだな。

◆**坂根政代委員** ただ、福祉の観点でちょっと聞きたいことがあったら聞いてもいいということですね。

◆**星見健蔵委員長** うん。

◆**坂根政代委員** ただ、おおざっぱな全体像はやっぱり都市計画ですからね、都市計画で。はい。

◆**星見健蔵委員長** うん、はい、そうです、そうです。だけ、一応一言聞くぐらいな程度だったらね、委員会の中でもできると思います。後半の委員会は今度は時間かかりますから、審査が今度は入りますけ、今日は説明聞くだけだったんで、この時間に一応終わりたいと思いますけども。それでは以上で福祉保健委員会を終了いたしたいと思います。大変お疲れさまでした。

午後1時38分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項によりここに署名する。

福祉保健委員長

令和6年12月定例会 福祉保健委員会

(議案説明、その他の報告)

日 時：令和6年12月10日(火)

10:00～

場 所：本庁舎7階 第1委員会室

市立病院 (10:00～)

1 議案【説明】

- ・ 議案第146号 令和6年度鳥取市病院事業会計補正予算(第1号)

福祉部 (市立病院終了後)

1 議案【説明】

- ・ 議案第134号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算(第6号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第136号 令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)
- ・ 議案第139号 令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第3号)
- ・ 議案第142号 令和6年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号)
- ・ 議案第153号 鳥取市プールの指定管理者の指定について
- ・ 議案第154号 鳥取市総合福祉センターの指定管理者の指定について
- ・ 議案第155号 鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定について
- ・ 議案第156号 鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- ・ 議案第157号 鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- ・ 議案第158号 鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- ・ 議案第159号 鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の指定管理者の指定について

2 その他の報告

- ・鳥取市地域福祉推進計画の策定について【地域福祉課】
- ・福祉総合窓口業務等包括委託公募型プロポーザルの結果について【地域福祉課】
- ・鳥取市認知症施策推進計画の策定について【中央包括支援センター】
- ・ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 鳥取市交流大会について【ねんりんピック推進室】

健康こども部

(福祉部終了後)

1 議案【説明】

- ・議案第 134 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 6 号）【所管に属する部分】